

2021年2月18日

ティーライフ株式会社 一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

仕事と子育ての両立がしやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年(令和3年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日(4年間)

2. 目 標

計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。

女性社員…取得率80%以上を継続すること

男性社員…計画期間中に1人以上取得すること

3. 取組内容と実施時期

<取組>

2021年 4月～ 法に基づく諸制度の調査を実施する

2021年 6月～ 制度に関する案内を作成し、グループウェアで社員へ周知を行う

以上